

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日(金)午後1時30分
2. 閉会日時 令和5年3月10日(金)午後2時40分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員
1番 尾崎 義治 2番 市川 博 3番 本田 勉
4番 後呂 豊 5番 栗栖 一 6番 木戸 孝
7番 鈴木 隆文 8番 藤原 久恵 9番 南 喜久治
10番 小野 真一 11番 清水 哲治 12番 杉谷 孫司
13番 柏木 彰文 14番 楠本 徹男
5. 欠席委員
6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 尾原 圭 主任 石川 智寛
主査 大平 真也
7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第 4号 農地法第5条の規定による許可について
報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
議案第 9号 非農地証明について
議案第10号 農地法第3条の規定による許可について
議案第11号 農地法第5条の規定による許可について
議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について
その他
閉会

8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から3月の農業委員会を開催させていただきますと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。また、

本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。2番の市川 博委員と8番の藤原 久恵委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

2番委員 はい
8番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第4号 農地法第5条の規定による許可について、事務局より報告願います。

係長 はい、ご報告前に3点訂正がございます。まず議案書の4ページをお願いします。借人が〇〇さん、貸人が〇〇さんとなっていますが、正しくは借人が〇〇さん、貸人が〇〇さんの誤りです。続きまして議案書の54ページをお願いします。付記の使用貸借権となっていますが、正しくは賃借権の誤りです。続きまして議案書の56ページをお願いします。こちらも同様に付記の使用貸借権となっていますが、正しくは賃借権の誤りです。申し訳ございませんが、訂正をお願い致します。それでは、報告第4号 農地法第5条の規定による許可につきまして、令和5年2月10日付けで許可相当の議決をいただきました件につきまして、白浜町農業委員会会長専決規程第2条の規定に基づき専決処分いたしましたので、同規程第3条の規定に基づきご報告致します。議案書の1ページをお願い致します。申請地は、〇〇で、キャンプ場兼駐車場用地です。2月27日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり3月1日付けで許可書を交付しています。

 続きまして、議案書の2ページをお願い致します。申請地は〇〇他1筆で、キャンプ場兼駐車場用地です。2月27日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり3月1日付けで許可書を交付しています。

 続きまして、議案書の3ページをお願い致します。申請地は〇〇で、キャンプ場兼駐車場用地です。2月27日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり3月1日付けで許可書を交付しています。以上ご報告致します。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第4号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、4件ございますが、一括して事務局から報告願います。

係長

はい、報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につきましてご報告致します。1番につきましてご報告致します。議案書の4ページをお願い致します。対象地は〇〇他1筆で、地目は台帳はともに田、現況は〇〇が田、〇〇が畑、面積合計は2,448㎡です。借人は〇〇の〇〇さんで、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。賃借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。なお、〇〇には農業用倉庫がありますが昭和54年に農業用施設用地として届出があったもので、賃借権の設定については平成29年9月の委員会で審議され、〇〇とともに設定されたものとなっています。

続きまして、2番につきましてご報告致します。議案書の6ページをお願い致します。対象地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は201㎡です。借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さんです。賃借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。

続きまして、3番につきましてご報告致します。議案書の8ページをお願い致します。対象地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は119㎡です。借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さんです。賃借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。

続きまして、4番につきましてご報告致します。議案書の10ページをお願い致します。対象地は〇〇他1筆で、地目は台帳、現況ともに畑、面積合計は437㎡です。借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さんです。賃借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。以上、ご報告致します。

議長

事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員

意見なし。

議長

ご意見ご質問がないようですので、報告第5号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、議案第9号 非農地証明について上程致します。事務局から説明願います。

係長

はい。議案第9号 非農地証明についてご説明致します。議案書の12ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳が田、現況は雑種地、面積は112㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳外3名です。昭和10年頃から雑種地とのことです。申請理由は、当該地は昭和10年頃に鉄道敷設された際に田が分断され、田としての機能を有しなくなり、その後駐車場や農業用資材置場として利用し、現在に至っていますとのことです。なお、2月28日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 現地は保全状態もよく、特に問題ありません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 9 号につきましては、申請通り承認致します。続きまして、議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可について上程致します。3 件ございますが、2 番につきましては〇〇委員が当事者でございますので、まず 1 番、3 番についてご審議いただいてから、2 番についてご審議いただきたいと思います。それでは、事務局より説明願います。

係長 はい。議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可についてご説明致します。まず、1 番につきましてご説明致します。議案書の 14 ページをお願いいたします。申請地は〇〇他 3 筆で、地目は台帳が全て田、現況は〇〇が畑、それ以外が田、面積は合計 4,555 m²です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと 9,495 m²となります。申請理由は、譲受人においては、生前贈与を受けて農地の維持管理を行っていきたく考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、自身では農地の維持管理が困難であるため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、3 番につきましてご説明致します。議案書の 18 ページをお願い致します。申請地は〇〇他 2 筆で、地目は台帳は〇〇が田、〇〇、〇〇が畑、現況は〇〇が田、〇〇、〇〇が畑、面積は合計 585 m²です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳他 3 名です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと 10,657 m²となります。申請理由は、譲受人においては、以前から当該地を耕作及び管理を行ってきましたが、買い取ってほしいとの相談を受け、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、今後自身で耕作する予定がなく、手放したいと考えたため本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区でございます。まず、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 続きます、〇〇地区の案件は、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 続きます、〇〇地区の案件は、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 保全状態もよく、特に問題ありません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第10号の1番、3番につきましては、申請通り承認致します。続きます、議案第10号 農地法第3条の規定による許可についての2番を上程致します。〇〇委員が当事者でございますので、退席をお願い致します。～〇〇委員退席～それでは事務局から説明願います。

係長 はい。議案第10号 農地法第3条の規定による許可についての2番をご説明致します。議案書の16ページをお願い致します。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は3,347㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、59,369.2㎡となります。申請理由は、譲受人においては、隣接地で耕作しており、効率的に栽培できると考えたため本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、農地の維持管理が困難であり、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員

異議なし。

議長

ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 10 号の 2 番につきましては、申請通り承認致します。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員着席～続きまして、議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可について上程致します。3 件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長

はい。議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可についてご説明致します。1 番につきましてご説明致します。議案書の 20 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は 70 m²です。譲受人は〇〇の〇〇さんで、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います資材置場への転用申請です。申請理由は、譲渡人については当該地を管理することが困難となり、手放したいと考えたため本申請に至りましたとのことで、譲受人については当該地を資材置場として利用したいと考え本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。

続きまして、2 番につきましてご説明致します。議案書の 22 ページをお願い致します。申請地は〇〇他 1 筆で、地目は台帳は畑、現況は宅地、面積は合計 419 m²です。譲受人は〇〇の〇〇さんで、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います事務所用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人については当該地を長年耕作しておらず、手放したいと考え、本申請に至りましたとのことで、譲受人については会社の事務所として利用したいと考えため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。また、すでに工事が施工されているので始末書付きの申請となっています。

続きまして、3 番につきましてご説明致します。議案書の 24 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、地目は台帳は畑、現況は雑種地、面積は 99 m²です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います駐車場用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人については当該地の管理が高齢のため困難になり、手放したいと考え、本申請に至りましたとのことで、譲受人については当該地を自家用車や来客用の駐車場用地として利用したいと考えため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。また、すでに駐車場として利用されているため始末書付きの申請となっています。また、書類を精査したところ、農地法第 5 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしく願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 2 番、3 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 特に問題ないと思います。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 11 号につきましては、申請通り承認致します。続きまして、議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について上程致します。3 件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明致します。1 番につきましてご説明致します。議案書の 26 ページをお願い致します。申請地は〇〇他 13 筆で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は合計 4,156 m²です。借人は〇〇の〇〇さんで、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の設定による残土処分場への 3 年間の一時転用申請です。申請理由は、貸人については嵩上げて梅を植えたいと考えており、借人と話がまとまったため本申請に至りましたとのことで、借人については当該地を残土処分場として利用したいと考え、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当致します。

続きまして、2 番につきましてご説明致します。議案書の 28 ページをお願い致します。申請地は〇〇他 4 筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積は合計 982 m²です。借人は〇〇の〇〇さんで、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の設定による残土処分場への 3 年間の一時転用申請です。申請理由は、貸人については嵩上げて梅を植えたいと考えており、借人と話がまとまったため本申請に至りましたとのことで、借人については当該地を残土処分場として利用したいと考え、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当致します。

続きまして、3 番につきましてご説明致します。議案書の 30 ページをお願い致します。申請地は〇〇他 2 筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積は合計 2,719 m²です。借人は〇〇の〇〇さんで、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の設定による残土処分場への 3 年間の一時転用申請です。申請理由は、貸人については嵩上げて梅を

植えたいと考えており、借人と話がまとまったため本申請に至りましたとのことで、借人については当該地を残土処分場として利用したいと考え、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当致します。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番から3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 基本的には異議はありませんが、ひとつ質問します。3年間の一時転用として提出されていますが、3年間土砂を入れて農地にするということで間違いありませんか。

係長 許可日から3年間、嵩上げを行ったあと、貸人に農地として返却する予定とのことです。その後、梅を植える予定であると申請書に記載があります。

〇〇委員 今の説明だと、形状変更の申請と同じだと思いました。これから農地として利用する計画であるのに、なぜ5条申請で届出があるのでしょうか。

係長 今回は、3年間の年月をかけて農地とするわけですから、その間は農地ではないという判断となり、一時転用が必要となります。農地の形状変更は基本的には1年間で行っていただきたいものであり、時間が足りなかったということです。また、3,000㎡を超える残土処理を行う場合は、保健所に書類を提出し、和歌山県知事の許可が必要となります。

〇〇委員 残土処分場に転用した後に畑作をするという話ですが、コンクリートを扱う会社が出した土を使って、最終的に農地に戻すことは考えにくいです。

〇〇委員 トンネル工事の際に出た土砂を入れるような話を聞きました。

〇〇委員 最終的には地目は何になるのでしょうか。

係長 梅を植えるという話ですので、畑とする申請です。

〇〇委員 参考に聞いておきたいんですが、どこのトンネル工事の分でしょうか。

〇〇委員 〇〇地区から〇〇地区にかけてのトンネルと聞きました。

〇〇委員 私は近隣に住んでいますが、そういった話は聞いていません。

議長 ここで議論するのは、どこの地区を結ぶトンネルの話ではありません。農地を残土処分場に転用するかどうかを議論しています。話を戻しましょう。

局長 どこのどういった残土を入れるのかについては、最終的に農地として利用していくのであれば、知っておく必要があると思います。今、確認致します。

議長 一旦は確認してもらった話のうえ、議論したいと思います。

局長 事業のことについては、どこからの情報かわかりませんが、町建設課も知らないという話でした。

議長 今回のような3,000㎡を超えるような農地転用が、公共事業の工事によるものであれば、地元の方々がまずその話の説明を受けると思います。それが無いのであれば、他所から持ち込まれた偽物の情報となると思います。

局長 今回の話は、きちんとした土を持ってきて、営農できるような状態になるかどうかが大変なわけです。また、先ほど質問がありましたように、なぜ一時転用になるのかについてですが、形状変更は1年以内に作業を終えることが原則となっており、3年間をかける計画となることがわかりました。

〇〇委員 一定期間でも転用申請をすれば、農地法の規制が減るからだと思います。これだけの大きい面積を、3年かかったとしても、申請にあるような嵩上げができるようにも思いません。田から畑するなら、形状変更にならないのが理解できません。

係長 今回の転用行為者は農業をする方ではありませんので、形状変更として申請することができないわけです。

〇〇委員 そうだとすれば、農家の方からの申請であれば形状変更として取り扱っても良いという話になるのでしょうか。

係長 今回の申請は、3年の間、残土処分場として利用するわけですから、その3年間は農地ではありません。事業主体も農業をする法人ではありません。

〇〇委員 埋め立てが終わり、最終的にできあがった農地は田ではありません。一時転用期間が終わり、元に戻すという話にはなりませんか。

係長 最終的に梅を栽培する畑、すなわち農地として返却されることです。県にも確認をと

ったところ、問題ありませんと回答いただいています。

〇〇委員 今回の申請地で田にはならないと思います。

〇〇委員 確かにそうだと思います。3年後に本当に埋め立てが完了し、梅栽培ができるかどうか分からないです。

議長 私も一時転用という申請については腑に落ちません。面積が大きいことや時間がかかることもわかりました。3年間の計画やどこのどういった土を入れて耕作するのかがわからない状況です。来月の会議までに、今回の会議で疑問を持った部分について、きちんと確認したうえで諮ることが大事だと思います。

〇〇委員 地元としては、この場所は農地としては使えない土地だと思います。計画どおりに畑に戻してもらえるのなら、地元としては問題ないと思います。農業委員会としては、3年間で必ず畑として使える状態にしますと書いてもらうとか、何かしらの意見書はつけておきたいと思います。いい加減な計画で農業委員会に諮られては困ります。

議長 皆さんおっしゃるように、計画の内容が不透明であることから、再度調整のうえ、継続審議としたいと思います。他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。議案第12号につきましては、来月に再度審議をしたいと思います。続きまして、議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程致します。なお、1番につきましては〇〇委員が関係者、8番につきましては〇〇委員が当事者でございますので、まず、1番、8番以外につきましてはご審議いただきたいと思います。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。議案書の32ページをお願い致します。集積計画の概要をご説明致します。利用権設定件数は13件、23筆で、面積は合計15,303㎡となっております。全件について、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、1番から11番が使用貸借権の設定で12番、13番が賃借権の設定です。

続きまして、詳細についてご説明致します。まず、2番についてご説明致します。議案書の34ページをお願い致します。申請地は、〇〇他3筆で、現況地目は全て田、面積は合計2,127㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳です。令和5年4月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。〇〇さんにつきましては、3番から7番につきましても貸付先として予定して

おります。

続きまして、3番についてご説明致します。議案書の36ページをお願い致します。申請地は〇〇他1筆で、現況地目は全て田、面積は合計2,690㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳です。令和5年4月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、4番についてご説明致します。議案書の38ページをお願い致します。申請地は〇〇他1筆で、現況地目は全て田、面積は合計1,505㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年4月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、5番についてご説明致します。議案書の40ページをお願い致します。申請地は〇〇他3筆で、現況地目は全て田、面積は合計2,079㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年4月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、6番についてご説明致します。議案書の42ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は566㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年4月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、7番についてご説明致します。議案書の44ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は269㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年4月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、9番についてご説明致します。議案書の48ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は528㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年4月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は花卉栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、10番についてご説明致します。議案書の50ページをお願い致します。申請地は〇〇他1筆で、現況地目は全て田、面積は合計1,647㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年4月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、11番についてご説明致します。議案書の52ページをお願い致します。申請地は〇〇他1筆で、現況地目は全て田、面積は合計1,520㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年4月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、12番についてご説明致します。議案書の54ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は438㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年4月1日から4年11か月間の貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として

予定しております。〇〇さんにつきましては、13番につきましても貸付先として予定しております。

続きまして、13番についてご説明致します。議案書の56ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は462㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳です。令和5年4月1日から4年11か月間の賃借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 新規設定となっておりますが、引き続きの契約かと思えます。

係長 今まで相対で契約していたものを、農地中間管理事業を使つての契約となりますため、新規設定として上程しています。

〇〇委員 引き続き耕作いただけるということで、異議ございません。

議長 3番から7番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 3番から7番については、以前から野菜を栽培しています。異議ありません。

議長 9番、10番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 11番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 12番、13番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第13号の2番から7番、9番から13番につきまして、計画の決定を承認致します。続きまして、議案

第13号の1番、8番につきましてご審議いただきたいと思います。〇〇委員が当事者、〇〇委員が関係者となっておりますので、退席をお願い致します。～〇〇委員、〇〇委員退席～それでは、事務局より説明願います。

係長 はい。議案第13号の1番についてご説明致します。議案書の33ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は合計578㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年4月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

 続きまして、8番についてご説明致します。議案書の46ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は894㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年4月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 8番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第13号の1番、8番につきまして、計画の決定を承認致します。それでは、〇〇委員、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、〇〇委員着席～以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について
 ～令和4年度農業委員会視察研修報告について
 ～令和5年度農業委員会開催予定日、申請締切日の配布

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和5年4月7日（金）午後1時30分から富田事務所2階会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。
～楠本会長は、午後2時40分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。